

## 2 農薬に関する用語及び単位記号

農 薬	農薬取締法において、農薬とは、農作物等(樹木、農林産物を含む)を害する病原菌、昆虫、ダニ、線虫、ねずみ、その他の動植物又はウイルスの防除に用いられる殺菌剤、殺虫剤、その他の薬剤(殺そ剤、除草剤、誘引剤、補助剤等)及び農作物等の生理機能の増進又は抑制に用いられる成長促進剤、発芽抑制剤等の薬剤。さらにこの法律の適用では天敵も農薬とみなされている。	
農薬使用基準	農薬の安全かつ適正な使用を確保するため、「農薬を使用する者が遵守すべき基準」(農薬使用基準)として定められている。食用作物及び飼料作物に農薬を使用する場合、農薬の容器に表示された適用農作物や単位面積当たりの使用量または使用濃度、使用時期、総使用回数を遵守しなければならない。これに違反した場合には罰則が科せられる。その他、農薬使用者の責務等が定められている。	
特定農薬 (特定防除資材)	農薬取締法において、その原材料に照らし農作物等、人畜及び生活環境動植物に害を及ぼすおそれがないことが明らかなものとして農林水産大臣及び環境大臣が指定する農薬。特定防除資材とも呼ばれ、平成26年3月現在でエチレン、次亜塩素酸水(塩酸又は塩化カリウム水溶液を電気分解して得られたものに限る)、重曹、食酢及び使用場所の周辺(同一県内)で採取された天敵の5資材が指定されている。	
急性毒性	短期間に農薬などの化学物質を多量に摂取した場合の毒性。急性毒性試験では、化学物質を動物に単回投与し、症状や死亡率などを調査する。主に農薬使用時の安全な取扱方法を確立することに用いられる。	
長期毒性 (慢性毒性)	化学物質に長期間暴露される際に生じる毒性。急性毒性に対する用語で、慢性毒性ともいう。長期毒性試験では、化学物質を長期間にわたって実験動物(ラットやマウスなど)に反復投与した場合に生じる毒性作用の有無やその特性、毒性変化のみられない最高投与量(無毒性量)について調査する。	
無毒性量 (NOAEL)	動物を用いた毒性試験の結果から求められる毒性変化が認められない量のこと。通常は、様々な毒性試験において得られた個々の無毒性量の中で最も小さい値をその農薬の無毒性量とする。	
一日摂取 許容量 (ADI)	健康を害することなく、一生涯にわたり毎日摂取可能な化学物質の量。体重1kg当たりの化学物質のmg量として表される。長期暴露評価では、作物残留試験結果から求められた各作物の平均的な農薬の残留濃度と、各作物の1日当たりの平均摂取量から1日当たりの農薬摂取量を算出し、この摂取量がADIの80%を超過しないことを確認する。	
急性参照用量 (ARfD)	人がある化学物質を24時間又はそれより短い時間経口摂取した場合の、健康に悪影響を示さないと推定される1日当たりの摂取量。短期暴露評価では、食品ごとに求めた農薬の短期推定摂取量(ESTI)がARfDを超過しないことを確認する。	
残留農薬基準	残留農薬が食品中に許容される基準。食品衛生法による食品、添加物等の規格基準として設定される。「農薬の残留基準」ともいう。	
農薬登録基準	作物残留、土壌残留、生活環境動植物の被害防止及び水質汚濁に関して、農薬の登録を認めるかどうかの基準。	
【単位記号】	mg ミリグラム : 1/1,000 g µg マイクログラム : 1/1,000mg ng ナノグラム : 1/1,000µg pg ピコグラム : 1/1,000ng mL ミリリットル : 1/1,000 L µL マイクロリットル : 1/1,000mL	% パーセント : 1/10 <sup>2</sup> ppm ピーピーエム : 1/10 <sup>6</sup> ppb ピーピーブイ : 1/10 <sup>9</sup> ppt ピーピーティー : 1/10 <sup>12</sup> mesh メッシュ : フルイの目の大きさを示す単位。1インチ中にある目の数で表現する。

出典：社団法人日本植物防疫協会『農薬用語辞典』（平成21年2月発行）

一般社団法人日本植物防疫協会『農薬概説2024』、農林水産省HP「農薬コーナー」、環境省HP